

## 経理部門の基本有用情報

# 今月の経理情報

### 今回のテーマ： 印紙税の見直し

2014年4月からの印紙税改正はつぎのとおりです。

#### 1. 主な改正点

- (1) 「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」

2014年4月1日以後に作成される契約書に係る税率は、つぎのとおりです。

契約金額		現行	2014年4月～
不動産の譲渡に関する契約書	建設工事の請負に関する契約書		
10万円超 50万円以下	100万円超 200万円以下	400円	200円
50万円超 100万円以下	200万円超 300万円以下	1000円	500円
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	2000円	1000円
500万円超	1,000万円以下	1万円	5000円
1,000万円超	5,000万円以下	1万5000円	1万円
5,000万円超	1億円以下	4万5000円	3万円
1億円超	5億円以下	8万円	6万円
5億円超	10億円以下	18万円	16万円
10億円超	50億円以下	36万円	32万円
50億円超		54万円	48万円

- (2) 「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書（第17号文書）」

2014年4月1日以降に作成される受取書（領収書）について、記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものが非課税とされます。

#### 2. 実務上のポイント等

項目	内容
① 電子商取引	領収書等の発行は課税文書に該当しますが、金額等受領したことを電子メールに記載し送信しても、実際に課税物件は存在しないことになり、課税されません。
② 記載金額と消費税	不動産譲渡契約書、請負契約書、受取書など、消費税額を区分表示すれば、税抜金額で記載金額を判断し、課税額を決定します。 (例) 30,450円（消費税込） ⇒ 「30,450円」として判断 29,000円（税抜き）+1,450円（消費税） ⇒ 「29,000円」として判断
③ 一の文書に同一の号の記載金額が2以上ある場合	記載金額の合計額を記載金額として課税されます。 (例) 工事請負契約書（A工事4億円、B工事5億円と記載） ⇒9億円の課税文書として18万円課税
④ 一の文書に2以上の号の課税事項が混在している場合	①該当する号のうち税率の最も高い文書に所属させる、②税率が同じ場合は先に掲げられている号の文書に所属させるなどのルールに従い、一つの号の属する文書として課税されます。 (例) 不動産と債権の譲渡契約書（第1号文書と第15号文書） ⇒第1号文書 ・「不動産700万円、債権300万円」の区分記載あり ⇒記載金額700万円の第1号文書 ・「不動産及び債権1,000万円」の区分記載なし ⇒記載金額1,000万円の第1号文書

#### お見逃しなく！

印紙税は「課税文書」毎に課税されますので、上記2③の工事請負の場合、契約書を分けるとA工事請負契約書4億円→8万円、B工事5億円請負契約書→8万円 計16万円となり、合計金額を記載した請負契約書より印紙税は減額されます。